

ディスクパッケージを開封する前に必ずお読み下さい。

下記に示されたソフトウェア製品(以下「本製品」といいます。)につきまして、利用許諾契約書を設け、お客様がこの契約書にご同意いただいた場合のみ本製品をご利用いただいております。本製品のディスクパッケージを開封及びセットアップする前に下記の利用許諾契約書をお読みください。なお、セットアップ及びディスクパッケージを開封された場合は、お客様が本契約に同意されたものとみなします。本契約に同意されない場合には、速やかに未開封のままディスクパッケージと全ての付属品を購入店にご返品願います。この場合、お支払い済みの代金をお返しいたします。(開封された場合にはこの権利はありませんのでご注意ください。)尚「本製品」には「ディスクパッケージ」、「データ」および「プロテクタ又は、NET 認証ライセンス」が含まれます。

ソフトウェア利用許諾契約書

ソフトウェア製品ライセンス

製品名 : ALTA Revolution 及びオプションソフトウェア

ライセンス数 : 1

株式会社 コンピュータシステム研究所(以下「甲」といいます)は、本契約と共に提供する本製品を利用する非譲渡性かつ非独占的権利を下記条項に基づき許諾し、お客様(以下「乙」といいます)も下記条項にご同意いただくものとします。なお、本製品に関して甲が後に提供することがあるバージョンアップ品、交換品についても、本契約が適用されるものとします。

第1条 (用語定義)

- ソフトウェアとは、本製品に含まれるディスクパッケージその他の記録媒体に記録されている、又はダウンロードされた全てのコンピュータプログラム、データおよびプロテクタをいいます。
- ソフトウェア複製物とは、コンピュータで読取り可能な形で複製されたソフトウェアの全て、または一部分の複製物をいいます。
- ドキュメントとは、本製品に含まれるマニュアルその他の印刷物をいいます。

第2条 (利用条件)

- 乙は、1ライセンスあたり1台のコンピュータに限り、ソフトウェアを主記憶装置に読み込ませて利用することのできる利用権を付与されます。
- 乙は、ソフトウェアを保存する目的でソフトウェア複製物を作成することができます。但し、乙が作成したソフトウェア複製物の知的財産権は甲に帰属するものとし、ソフトウェア複製物を記憶した記憶媒体の所有権は乙に帰属するものとします。
- 乙はユーザー登録時記載した管理者の管理下においてのみ、本製品を利用するものとします。
- 乙が、本製品を複数の端末からアクセス可能なネットワークサーバー等のコンピュータ等にインストールして利用する場合には、本製品を実行するために用いる各端末ごとに本製品を入手し、それぞれにつき利用許諾を受ける必要があります。

第3条 (禁止事項)

- 乙は、本契約に基づく本製品の利用権を第三者に譲渡、貸与、転売、リース、または利用権の再許諾をすることはできません。
- 乙は甲の許諾なしにソフトウェアまたはソフトウェア複製物の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、プロテクタの解除または回避をすることはできません。
- 乙は、ソフトウェアまたはソフトウェア複製物やドキュメントの著作権表示および商標を除去したり変更することはできません。
- 乙が本製品のデータを改変することはできますが、それを第三者へ配布することは禁止します。

第4条 (保証範囲)

甲は、本製品に含まれるソフトウェアの記録媒体やドキュメントに物理的欠陥があった場合これらを交換いたします。

第5条 (責任の制限)

- 本製品の選択、導入および利用結果につきましては、乙の責任とさせていただきます。本製品が乙の期待する機能および利用効果に合致しなかったとしても、甲はその責任を負いません。
- 乙が本製品を利用した結果、乙または第三者に損害が発生したとしても、甲はその損害の種類及び程度を問わず、一切の責任を負いません。
- 本製品の建材、及び住宅設備機器のコンテンツデータは、各資材メーカー様より画像提供等にご協力をいただき、各商品カタログを基に甲で作成したものです。従ってコンテンツデータの内容を各資材メーカー様が監修しているものではなく、乙の期待する機能および利用効果に合致しなかったとしても、各資材メーカー様はその責任を負いません。

第6条 (契約の解除)

- 乙が本契約のいずれかの条項に違反したときは、甲は事前の通知なしに本契約を終了させることができます。その場合、乙はソフトウェアとソフトウェア複製物およびドキュメントを甲に返却するか、またはすべて破棄したことを示す文章を甲に送付するものとします。
- 前項の場合、甲は代金の返還はいたしません。

第7条 (本ソフトウェアの変更等)

甲は、本ソフトウェア及びそれに関連するサービスを予告なく変更・休止・停止等できるものとします。これらによって乙に生じた損害等については甲は何ら責任を負いません。

第8条 (本契約の変更)

- 甲は、本契約書の目的に反しない限り、本契約書を変更できるものとします。本契約書が、民法548条の2以下の規定の適用を受ける場合、その変更は、同法548条の4の規定を根拠とします。
- 甲は、前項の場合、本契約書の変更時期を定め、変更する旨、変更後の内容および変更時期について、予め周知します。

第9条 (準拠法等)

- 本契約は日本国法に準拠するものとします。
- 本契約の一部が法律に適合しなくなった場合は、その部分は本契約から除外します。但し、他の部分は何ら影響を受けないものとします。
- 本契約に関する争訟についての専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第10条 (株式会社リコー製、EDW[®] 連携サービスについて)

株式会社リコー製、EDW[®] 連携サービスは、お客様とリコーージャパン株式会社の間で成立する「ワークフローアプリサービス約款」に基づき運用されております。

- ご利用条件 : ALTA Revolution 及び AI スケッチオプションのソフトウェアを保有し、EDW に対応した株式会社リコー製複合機及び「AI スケッチ EDW 連携」の利用契約が必要となります。また、「RICOH Smart Integration」アカウント、複合機の初期設定が別途必要となります。
- ライセンス有効期間 : 有効期間は、ベースとなる「ALTA Revolution」の保守サポート期間と同一となります。
- サーバーにアップロードする「間取データ」の保管期間は1週間となり、1日の回数は最大100回を上限とします。
*1. 株式会社リコーにて提供する「EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES」の略

第11条 (V-Ray オプション利用について)

V-Ray 利用にあたり、以下の事項を禁止します。

- V-Ray ランタイム再頒布可能パッケージの複製。
- リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、またはコードの逆アセンブルを試みたり、V-Ray Runtime Re 配布可能なソースコードまたは基礎となるアルゴリズムを再構築、発見、再利用、または変更しようとする試み。
- 派生物の作成または翻訳、適応、配置またはその他の変更 V-Ray ランタイム再頒布可能の任意の変更。
- V-Ray ランタイム再頒布可能品を第三者への配布、販売、サブライセンス、レンタル、貸与、貸与、寄付、共有。
- 本契約または本契約の権利の譲渡。
- プロテクタの複製
- V-Ray ランタイム再頒布可能部分と V-Ray ランタイム再頒布可能部分の利用法と、ライセンシーの作品とは別に V-Ray ランタイム再頒布可能版の利用。
- V-Ray ランタイム再頒布可能物からの著作権またはその他の所有権の通知の削除または変更。
- 第三者の知的財産権またはその他の権利を侵害する方法で行われる V-Ray ランタイム再頒布可能ファイルの利用。

⑩取得したライセンス数を超える V-Ray ランタイム再頒布可能なアクティブライセンスを多数同時利用。

第 12 条 (通風オプション利用について)

- ①本製品における通風オプション利用にあたり、株式会社ケイ・アイテックが開発した「熱流体解析プログラム (改良・改定版含む) Ⅱ」を利用しております。
*2. 株式会社ケイ・アイテック社が開発し著作権は、株式会社ケイ・アイテックに帰属します。

品質保証および保守サポートサービス・ネットサービス利用規定

お客様が導入された、「ソフトウェア製品 (以下「本製品」) は、「保守サポートサービス確認書」及びお客様個別に設定する「専用サイト」で明示された保守サポート期間に限って以下の保証、保守サポートのみが適用されます。なお、この規定 (以下「本規定」といいます) は、日本国内のみに有効なものとします。以下に特別の記載のない限り、弊社とは、株式会社コンピュータシステム研究所を指すものとします。

1. 「品質保証規定」・「保守サポートサービス規定」

- ① 弊社が提供する本製品の媒体またはマニュアルに物理的、または製造上瑕疵がある場合または、本製品が製品マニュアルに従って実質的に動作しない場合、当該の媒体、マニュアルを交換いたします。
- ② 顧客認証用プロテクタ (ハスプ) をご利用のお客様は、本製品利用時に必要となる顧客認証用のプロテクタ (ハスプ) がお客様の故意・過失により利用不能となった場合、利用不可となったプロテクタ (ハスプ) の返却を条件に、有償交換 (1 組 30,000 円税別) となります。
- ③ 顧客用プロテクタ (ハスプ) をご利用のお客様は納品セットアップ後に、お客様のご都合によって (故障による理由を伴わない) プロテクタ (ハスプ) の種別交換をする場合は有償交換となります。その際も、それまで利用していたプロテクタ (ハスプ) は返却していただきます。
- ④ 顧客認証用プロテクタ (ハスプ) をご利用のお客様は初期導入時のプロテクタをその理由に関わらず滅失・紛失した場合、新たなプロテクタ (ハスプ) は、本製品の定価 30% (追加オプションも含む) で提供いたします。ただし、盗難の際には公的機関の証明書が必要となり、紛失の際には、お客様もしくはお客様の所属する組織が公的機関に登録している印鑑が押印されている弊社宛紛失届け書が必要となります。
- ⑤ 通信環境の不備による事項は弊社の責任外です。
- ⑥ 本製品の利用方法に関して、弊社営業日および営業時間内で、適宜訪問操作指導 (サポート) を受けることができます。訪問操作指導は、弊社が設定する標準工程に従い、当該の全工程が終了するまでにおこなわれます。一度終了した指導工程に加えて追加で操作指導を希望する場合は、有償となります。操作指導の有効期限は納品日から 5 年以内に全工程を終了するものとし、期限を超過すると操作指導を受ける事ができません。本製品以外のアプリケーションの指導は行いません。
- ⑦ お客様は本製品の利用方法に関して、弊社コールセンターを利用し電話サポートを受けることが出来るものとします。利用に関する規約は別途定め、専用サイトに掲載致します。
- ⑧ 上記①、②項の事態が火災、地震、第三者による行為その他の事故、お客様の故意もしくは過失、誤用その他異常な条件下での利用において生じるなど、弊社の責に帰さない理由により生じた場合、弊社は当規定の保証の責任を負わないものとします。さらに、以下に定める場合も対象になりませんのでご注意ください。
 - ・ お客様による導入後の輸送、移動、落下、その他の衝撃に起因すること
 - ・ 改造、不当な修理・改変、その他の取り扱いが適切でなかったことに起因すること
 - ・ 他社ソフトウェアなどが原因による不具合などが起因である場合
- ⑨ 弊社では、いかなる場合においても、本製品の利用または、利用不能から生ずる本規定に規定されていない、直接・間接を起因とするいかなる他の損害に関して、一切責任を負わないものとします。また、いかなる場合においても、本規定に基づく弊社の責任は、本製品についてお客様が実際に支払った金額を上限とさせていただきます。
- ⑩ 以下の場合、保守期間未了であったとしても、本規定の保証、保守・サポートをすべて解除いたします。
 - ・ 弊社より、提供されたデータを本製品の目的以外に利用、あるいは紙その他媒体に複製し、金品その他の利益の享受の有無に関係なく配布した場合。
 - ・ お客様の都合により、本製品の利用を中止する場合。
- ⑪ いかなる理由であっても、お客様の都合で保証、保守・サポートを中断した場合、お支払いいただいた保証、保守・サポート料金はおかえりいたしません。

2. 「ネットサービス利用規定」

- ⑫ インターネットを活用したサービスを利用するために必要な装置、端末および通信回線などについて、その購入、設定、通信料、接続料などはお客様の責任と費用負担となります。
- ⑬ お客様がインターネットを活用したサービスを利用したことにより記録されたデータは、お客様によりバックアップ作業を行うものとします。バックアップデータがないこと、バックアップ作業を適宜実施しなかったことにより発生したお客様のいかなる損害、この結果生じるお客様の業務上の問題について、弊社は一切責任を負いません。
- ⑭ アクセスログ情報の取得について、お客様が本製品をご利用される際、弊社では商品開発およびより良いサービスをご提供するために、お客様の「アクセスログ情報 (ログデータ)」を自動的に収集・記録させていただきます。記録・収集させていただくログデータには、お客様がご利用している端末の IP アドレス情報、ブラウザの種類、オペレーティングシステム、閲覧されているページ、アクセスされたページ、位置情報、デバイス、検索語、クッキーの情報、その他個人関連情報等が含まれます。収集したログデータは、サービスのご提供、サービスご利用の測定と情報処理及び統計処理、弊社サービスの向上と拡充、弊社の事業活動の遂行を目的として利用させていただきます。
- ⑮ お客様は、当社から開示され又はお客様ご自身で設定された ID・パスワード等の認証情報を、第三者に開示せず、貸与若しくは共有しません。また、認証情報の漏洩や紛失が生じないようお客様ご自身で厳重に管理するものとします。弊社は、所定の認証情報によって本サービスにアクセスされている限り、お客様ご自身による利用とみなすことができ、お客様に生じた損害等について弊社は何ら責任を負いません。
- ⑯ 弊社は、本規定の目的に反しない限り、本規定を変更できるものとします。本規定が、民法 548 条の 2 以下の規定の適用を受ける場合、その変更は、同法 548 条の 4 の規定を根拠とします。
- ⑰ 弊社は、前項の場合、本規定の変更時期を定め、変更する旨、変更後の内容および変更時期について、予め周知します。

附則

改訂履歴

- ・ 2020 年 3 月 18 日改定実施 一部改定
- ・ 2021 年 11 月 5 日改定実施 一部改定
- ・ 2025 年 8 月 1 日改定実施 一部改定